

⑦コミュニティを支える生業支援

■具体的な施策等

- 被災した生活衛生関係業者への支援
- 地域コミュニティ再生事業
- 個人事業者を含む建設業への金融支援

被災した生活衛生関係営業者への支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域の支え合い (3)事業規模と財源確保	
項	①地域の支え合い②雇用対策 ⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	①(vi)地域の実情に即したコミュニティ再建 ②(iv)個人事業者や商店等の復興 ⑦(i) 地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(株)日本政策金融公庫による東日本大震災復興特別貸付による支援及び補助金等を活用し、訪問理容・美容や仮設店舗における営業など被災生活衛生関係営業者の 1 日も早い事業再開を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生同業組合等に対する補助 交付決定 20 件 ・東日本大震災復興特別貸付 貸付件数 2,074 件(平成 25 年 2 月末現在) 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災復興特別貸付の資金使途へ振興運転資金を追加し、被災した生活衛生関係営業者等を支援。</p> <p>また、「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「復興に向けたロードマップ」を踏まえ、東日本大震災で店舗の再生が困難な被災した生活衛生関係営業者の復興及び自立を支援する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>東日本大震災復興特別貸付による資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援などにより生活衛生関係営業者の自立への支援を進める。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
生活衛生関係営業者の自立		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
<p>生活衛生関係営業対策事業費補助金 平成 25 年度予算 115 百万円【復興特会】</p>		

地域コミュニティ再生事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	(i) コミュニティの再生のためには個人事業者や商店等の復興が重要である。例えば、理容・美容業、クリーニング業など、地域に密着した生活衛生関係営業者、建設関係技能者(大工・左官等)、飲食業・小売業等の商店経営者等、地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援する。	平成25年4月
これまでの取組み		
<p>被災した商店街の施設の補修やがれき等の障害物除去にかかる費用に対して、22年度補正予算に続き、23年度当初予算(2億円の内数)にて補助を行うとともに、23年度1次補正予算(4億円の内数)においてアーケードの撤去や街路灯の建て替えなど、破損規模が大きい施設の修繕等、相当程度期間を要する取組に対して補助を実施。</p> <p>また、23年度3次補正予算(14億円)において、商店街等や地域コミュニティの活性化を図るため、被災した商店街自身が観光客等を誘致するために行う復興イベント、被災した商店街と被災地域以外の商店街が連携して行う共同復興イベント、被災地以外の商店街が空き店舗を活用して被災地の地域資源等を販売するアンテナショップの設置・運営等のソフト面での取組のほか、災害に強い商店街形成など地域コミュニティの強化を図るハード面での取組についても支援を行った。</p> <p>また、平成24年度は「中小商業活力向上事業」(平成24年度予算:18億円)により、商店街等が地域コミュニティの担い手として、イベントの実施や空き店舗活用事業など、商店街の集客力向上及び売上増加に効果のある商店街活性化の取組を、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」(平成24年度予算:24億円)により、中心市街地活性化法の認定を受けた基本計画に基づく商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の設置・運営等を、「地域商業再生事業」(平成24年度予算:15億円、予備費:10億円)により、地域コミュニティの機能再生に向けた取組及び、外部環境の変化に適合した形で構造改革を進める取組について支援を行った。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>「地域中小商業支援事業」(平成25年度予算:38.7億円)により、地域住民のニーズを踏まえた施設の整備、店舗の集約化等、商店街等による地域コミュニティ機能再生に向けた取組および、空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等の商店街活性化に向けた取組を支援する。また、「地域商店街活性化事業」(平成24年度予算:100億円)により、商店街組織が地域コミュニティの担い手として実施する、継続的な集客促進、需要喚起、商店街の体質強化に効果のある取組を支援する。加えて、「商店街まちづくり事業」(平成24年度予算:200億円)により、商店街振興組合等が、地域の行政機</p>		

関等からの要請に基づいて、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備の整備(防犯カメラの設置、街路灯の整備、高齢者の生活のための女性や若手の創業等による空き店舗活用)等を行う場合に補助を実施する。

中・長期的(3年程度)取組み

地域経済活動の回復のため、今後も引き続き上記支援策等を実施していくとともに、全国的な視点から他の商店街等にとって参考となる優れた取組を紹介し、全国へ展開・波及させていく。

期待される効果・達成すべき目標

上記支援策において、売上増加等の目標を補助事業者が定め、事業を実施することにより、商店街等が補助事業終了後も地域商業の活性化など、経済活動の回復に向けた取組を継続して実施できるような支援を行う。

平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況

- ・商店街まちづくり事業 19,999 百万円【一般会計】
- ・地域商店街活性化事業 10,001 百万円【一般会計】
- ・地域中小商業支援事業 3,869 百万円【一般会計】

個人事業者を含む建設業への金融支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	(i)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・下請建設企業等(個人事業者を含む。)が、元請建設企業に対して有する工事代金債権をファクタリング会社が保証し、元請建設企業が倒産等した場合に工事代金債権額を支払う『下請債権保全支援事業』を平成21年度第2次補正予算において創設し、個人事業者を含む中小建設企業に対する支援を実施。 ・被災地において、工事及び災害廃棄物の撤去等に係る債権をファクタリング会社が買い取るにより中小建設企業の資金繰りの円滑化を図る『債権買取事業』を下請債権保全支援事業の一部として実施(平成23年6月1日～)。 ・被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権についても下請債権保全支援事業の保証対象とした(平成23年6月1日～)。 ・被災地において、建設機械の販売・リース・レンタル会社が建設企業に対して有する債権(リース料等)についても保証の対象とした(平成24年1月16日～)。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、債権の保全や資金繰り円滑化等の金融支援を通じて、個人事業者を含む下請建設企業の経営の安定化を図る。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、債権の保全や資金繰り円滑化等の金融支援を通じて、個人事業者を含む下請建設企業の経営の安定化を図る。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権の保全や資金繰り円滑化等の金融支援を通じて、個人事業者を含む下請建設企業の経営の安定化を図ることにより、被災地の復旧・復興活動への貢献が期待される。 ・また、建設業は、平時から自然災害箇所の調査等、地域の防災機能の一翼を担っており、地域の建設企業の経営の安定化を図ることは、地域社会全体の維持向上につながる。 <p>【達成すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の活用促進により、個人事業者を含む下請建設企業の経営の安定化を図り、被災地の復旧・復興活動に寄与する。 		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・下請債権保全支援事業 540 百万円【一般会計】 		